

一般財団法人家電製品協会 定款

制定 2011年 6月 7日

改正 2015年 6月 19日

改正 2018年 3月 16日

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般財団法人家電製品協会（英文名：ASSOCIATION FOR ELECTRIC HOME APPLIANCES。略称「AEHA」）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本協会は、家電製品に関する安全性、電力の効率的利用等に係る調査、試験及び研究、家電製品の事故等に係る事業者と消費者との紛争処理、家電製品の販売又は修理に必要な技術審査認定並びに廃家電品の再資源化等に関する調査研究及び推進等を行うことにより、一般消費者の便益の確保を図るとともに、家電製品の健全な生産、流通及び利用に寄与し、もって国民生活の維持、向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家電製品に関する安全性、電力の効率的利用等に係る調査、試験及び研究
- (2) 家電製品の機能、部品、付属品等供給方式の高度化に関する調査、研究及び推進
- (3) 家電製品の販売又は修理に従事する者等に必要な知識及び水準の技術審査認定
- (4) 家電製品に関する普及啓発並びに情報の収集及び提供
- (5) 家電製品に関する消費者相談
- (6) 家電製品の事故に係る事業者と消費者との紛争処理等
- (7) 廃家電品に関する再資源化等の調査、研究

- (8) 特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に基づき小売業者及び製造業者等が行う事業の円滑な遂行に資するため、これらの事業を補完するもの（次号に掲げるものを除く。）
 - (9) 家電リサイクル法第 33 条各号に掲げる業務
 - (10) 市町村等に対する不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力
 - (11) 家電製品に関する内外関係機関等との交流及び協力
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

（業務規程）

- 第 5 条 前条第 1 項第 9 号に規定する業務の実施については、家電リサイクル法第 35 条の規定に基づく再商品化等業務規程の定めるところによるものとする。
- 2 再商品化等業務規程の制定又は変更は、理事会の決議を経た後、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。

（事業年度）

- 第 6 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 2 章 資産及び会計

（資産の種別）

- 第 7 条 本協会の資産は、基本財産及びその他の財産とする。
- 2 基本財産は、理事会の決議により基本財産として特定された財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（財産の管理・運用）

- 第 8 条 本協会の財産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議により、別に定める。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。
- 2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

（基本財産の処分）

- 第 9 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本協会の目的達成上特に必要があると認められる場合において、理事会において議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行われた決議の後、評議員会の承認を受けたときは、当協会は、基本財産の

一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 10 条 本協会の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 本協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経た後、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 第 4 条第 1 項第 9 号に規定する業務に関する事業計画書及び収支予算書は、家電リサイクル法第 36 条第 1 項の規定に基づき、毎事業年度開始の日の前日までに、経済産業大臣及び環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 12 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長がその事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）をいう。以下同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに収支計算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時評議員会の承認を受けなければならない。

2 第 4 条第 1 項第 9 号に規定する業務に関する事業報告書及び収支決算書は、家電リサイクル法第 36 条第 2 項の規定に基づき、毎事業年度終了後、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(借入金)

第 13 条 本協会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって、返済期間が 1 年未満のものを除き、理事会において議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行われた決議を経た後、評議員会の承認を受けなければならない。

(会計原則等)

第 14 条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(剰余金の分配)

第 15 条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第16条 本協会に、評議員16名以内を置く。

(選任等)

第17条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、本協会の役員又は使用人を兼ねることができない。

(権限)

第18条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第2項に規定する事項の議決に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 第16条に規定する員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第175条第2項に規定する一時評議員を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

3 補欠により選任された評議員の任期は、第1項の規定にかかわらず、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第20条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第21条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 評議員及び役員の報酬、費用等について定める規程
- (3) 定款の変更

- (4) 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに収支計算書の承認
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第25条第1項に規定する書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、第1項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(招集の決定)

第24条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)の概要(議案が確定していない場合にあっては、その旨)
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第25条 評議員会を招集するには、理事長(第23条第3項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。)は、評議員会の

- 日の1週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。
- 2 理事長は、前項に規定する書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
 - 3 前二項の規定による通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 4 前三項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第26条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、一般法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び評議員会に出席した代表理事は、その出席した評議員会の議事録に記名押印しなければならない。

(評議員会運営規程)

第 31 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により、別に定める。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 32 条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 16 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち、4 名以内を一般法人法上の代表理事とし、6 名以内を一般法人法第 197 条が準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。

(選任等)

第 33 条 役員は、評議員会の決議によって各々選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項の規定により選定された代表理事の中から理事会が選定した者は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、代表理事より副理事長及び専務理事を選定することができる。ただし、副理事長は 2 名以内、専務理事は 1 名とする。

5 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第 34 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、副理事長は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、専務理事は、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 本協会の各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに収支計算書を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号に規定する報告をするため必要があるときは、理事長に臨時理事会の招集を請求すること。
 - (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接臨時理事会を招集すること。
 - (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (8) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により定める監事監査規程による。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関

- する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 役員が欠けた場合又は第32条第1項に規定する役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一般法人法第177条において準用する同法第75条第2項に規定する一時役員職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
 - 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（解任）

- 第37条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数を持って行われた決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

（報酬等）

- 第38条 役員は無報酬とする。ただし、監事及び常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

- 第39条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合、その理事は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) その理事が自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引
 - (2) その理事が自己又は第三者のためにする本協会との取引
 - (3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項各号に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前二項に規定する取扱いについては、第52条に規定する理事会運営規程によるものとする。

（責任の免除又は限定）

- 第40条 本協会は、役員一般法人法第198条において準用する第114条の規定によ

り、理事会の決議をもって、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する役員（役員であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 本協会は、一般法人法第 198 条において準用する第 115 条の規定により、理事（代表理事、業務執行理事及び本協会の業務を執行したその他の理事又は本協会の使用人でないものに限る。）及び監事との間に、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100,000 円以上で予め定めた額又は法令が限度とする額のいずれか高い額とする。

（顧問）

第 41 条 本協会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本協会に功労のあった者のうちから、理事会において任期を定めたいえで選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（顧問の職務）

第 42 条 顧問は、本協会の運営に関して理事長の諮問に答え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第 2 節 理事会

（設置）

第 43 条 本協会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

（権限）

第 44 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規程（この定款に基づき評議員会又は監事が制定するものを除く。）の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第14条に規定する体制の整備
- (6) 第40条第1項に規定する責任の免除及び同条第2項に規定する責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第45条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

(招集)

第46条 理事会は、理事長（第3項の規定により理事が招集する場合は当該理事、第35条第1項第6号の規定により監事が招集する場合は当該監事）が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事長に対して、理事会の目的である事項を書面又は電磁的方法により示して、臨時理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事は、臨時理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を書面により、開催日の一週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第48条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第49条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録によ

り同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 50 条 役員が役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 34 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 51 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第 52 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において、別に定める。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 53 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行われた決議によって、変更することができる。

2 第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 17 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法は、前項の規定により変更することができるものとする。

(合併等)

第 54 条 本協会は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行われた決議によって一般法人法上の他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 55 条 本協会は、一般法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 56 条 本協会が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第6章 委員会

(委員会)

- 第57条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、理事会の諮問に応じ、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。
 - 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

- 第58条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を受けて任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第59条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (4) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書並びに収支計算書
 - (5) 監査報告書
 - (6) その他法令で定める帳簿及び書類

第8章 賛助会員

(賛助会員)

- 第60条 本協会の目的に賛同し、その事業に協力するものを賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本協会の事業活動に参加することができる。
 - 3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。
 - 4 前三項の規定に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第9章 公告

(公告)

第 61 条 本協会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 補則

(補則)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本協会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

(1) 代表理事 (4 名) 中鉢良治 (理事長)

栗田伸樹 (副理事長)、豊原正恭 (副理事長)

牧野征男 (専務理事)

(2) 業務執行理事 (1 名) 中島敏夫

附 則 (2015 年 6 月 19 日)

この改正は、2015 年 6 月 19 日から施行する。

附 則 (2018 年 3 月 16 日)

この改正は、2018 年 4 月 1 日から施行する。